

平成 28 年 10 月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

業務委託契約に係る事後審査型制限付一般競争入札及び  
公募型指名競争入札の取扱いについて

契約管財局において入札を執行する業務委託契約（測量・建設コンサルタント等を除く。）  
の案件について、次のとおり受注可能本数制限を行います。

記

1 対象となる入札

前年度及び前々年度中の契約管財局における入札時に、市内本店業者の平均参加者数が 20 者以上である種目で、かつ、最低制限価格制度を適用する案件について、受注可能本数を制限します。

（詳細は、別紙「業務委託契約における受注可能本数の取扱いについて」を参照してください。）

なお、対象案件は、個々の公告文及び入札説明書に明記します。

※WTO 政府調達協定適用契約、総合評価一般競争入札にて入札を行う契約、その他競争性を確保することが困難と認められる契約は除きます。

2 対象入札方式

事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札

3 対象期間

当該年度の 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの間※に公告する案件

※平成 28 年度は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間

4 受注可能本数

市内本店業者 . . . 3 本

市内支店業者及び市外業者 . . . 1 本

5 その他

この取扱いにより、競争性が著しく損なわれていると認められるとき、また、入札執行にあたり談合情報等が寄せられ、入札を無効にすべき事象が発生した場合は別途対応を検討します。

6 お問い合わせ先

契約管財局契約部契約課業務委託グループ TEL 06-4395-7145

(別紙)

## 業務委託契約における受注可能本数の取扱いについて

(対象案件:平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間に契約管財局において公告する案件)

業務委託(測量・建設コンサルタント等を除く。)に係る事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札により執行する案件において、受注可能本数制限については、次のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件についてはこの限りでない。

### 記

#### (受注可能本数を制限する対象)

1 受注可能本数の制限は、次に掲げる案件を対象に適用する。

前年度及び前々年度中の契約管財局における入札時に、市内本店業者の平均参加者数が 20 者以上である種目で、かつ、最低制限価格制度を適用する案件について、受注可能本数を制限する。

※ただし、次の場合を除く。

- (1) 政府調達協定の適用を受ける契約
- (2) 総合評価一般競争入札により入札を行う契約
- (3) その他、競争性を確保することが困難と認められる契約

#### ア 対象種目

種目一覧(業務委託用)において、次の種目のいずれかに該当するもの

小分類	種目コード
庁舎清掃	(001)
土木施設維持管理業務	(041)
公園(清掃)	(043)
除草・草刈	(049)
樹木管理	(051)
草花管理	(052)

#### イ 対象入札

事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札

#### ウ 対象期間

平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間に公告する案件

#### (受注可能本数)

- 2 ○市内本店業者 . . . 3本
- 市内支店業者及び市外業者 . . . 1本

- (1) 受注可能本数とは、1 ウで定める対象期間内における落札可能本数のことをいう。
- (2) 「市内本店業者」と「市内支店業者及び市外業者」の判断は、開札時点の入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）において行うものとする。

#### (受注可能本数に達した場合の取扱い)

- 3 受注可能本数については、落札者又は落札候補者（共通事項8参照）となった時点で受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り1本の者が落札者又は落札候補者となった時点で、受注可能本数に達したものとする。

ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者とししない決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で、受注可能本数に含まないものとする。

- 4 複数案件において同時に落札者又は落札候補者となった場合については、開札日時の早い案件から受注可能本数に含むものとする。なお、開札日時が同一の場合は、業務番号が小さい番号の案件順とし、対象とした案件が再度入札となった場合には、再度開札日時を開札日時とする。

- 5 業務番号は、入札方式、種目に関係なく、対象とする案件に連続して付するものとし、公告文及び入札説明書に明示する。

- 6 落札者又は落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として、当該落札者又は落札候補者の入札を無効とする。

#### (無効等とする時点の取扱い)

- 7 入札参加資格審査において落札候補者を無効等とする時点については、原則として次の手順にて行う。

- (1) 落札候補者となった当日に無効とする審査対象項目

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
- ④ 受注可能本数

- (2) 落札候補者となった日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目

- ① 入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）への当該案件に応じた種目での登録有無
- ② 入札参加資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
- ③ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無

(3) 落札候補者となった日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目

- ① (1)及び(2)以外の審査対象項目

#### (無効等となった場合の取扱い)

8 落札候補者が、7により無効等となった場合、それぞれの時点において審査順位が落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。

#### (資格審査資料等の取扱いの特例)

9 落札候補者が、7(1)④により入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、入札参加資格審査資料（以下、「資格審査資料」という。）の提出は要しないこととする。

#### (停止措置の特例)

10 9により資格審査資料の提出を要しない者については、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置は行わないこととする。

#### (無効等とする公表の取扱い)

11 落札候補者で、無効等に該当する者がある場合には、大阪市電子調達システムの「入札情報サービス」 - 「電子入札結果情報」にてその旨、公表を行う。

#### (落札決定の取扱い)

12 落札候補者に対し、落札決定を通知する予定日（落札決定予定日）については、公告本文に明示する。

決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く）とする。

なお、落札決定までの期間に年末年始等が含まれる場合は、期間を延長する場合がある。その場合についても、落札決定予定日については、公告本文に明示する。